

# ACT クロッシング協会認定講座受講規約

ACT クロッシング協会（以下 ACT）の各講座にお申込みいただくにあたり、以下の受講規約に従っていただくこととなりますので、あらかじめ内容をよくお読みになりご理解いただいた上でお申込みくださいますようお願いいたします。また、当規約に定めのないものについては、ACT の定めによるものとします。

## 第1条（適用範囲）

本規約は、ACT クロッシング協会（以下、「ACT」といいます。）が主催するすべての認定講座（以下、「講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

## 第2条（受講の申込み）

講座の受講申込みは、以下の方法に従って行うものとします。

- （1）ACT に直接申込の方は、担当するインストラクターをご紹介します。担当インストラクターと直接協議し、受講日を決定してください。
- （2）各インストラクターの元で申込みのかたは、直接協議し、受講日を決定してください。
- （3）担当のインストラクターより、ACT に講座開講連絡があった時点で受講の仮契約が成立します。

## 第3条（受講契約の成立）

講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

## 第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

## 第5条（決済方法）

講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

銀行振込（一括支払い）受講料の全額を、ACT またはインストラクターが指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後に ACT またはインストラクターよりメール等の方法によりお知らせいたします。

お支払方法は一括、または講座により分納も可能です。

お振込みが講座開始日に近くなった場合、教材のお届けが講座開始日に間に合わない場合があります。

あらかじめご了承ください。

## 第6条（講座開催日前の解約）

講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。なお、講座が2日以上にわたり開催される場合は、「講座開催の日」はその最初の日をいい（以下、同じ）、「講座開始」とは、その最初の日の講座が始まる時点を行います。また、講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、電話その他明確な方法による通知が ACT またはインストラクターに到達し、ACT が承認した時点を行います。

### 1. 講座開催日15日前までのキャンセル

⇒ キャンセル料は発生いたしません。（振込手数料を差し引いてご返金いたします。）

### 2. 講座開催日14日前以降～8日までのキャンセル

⇒ お振込み額より、キャンセル料として受講料の50% + 振込手数料を差し引いてご返金いたします。

### 3. 講座開催日7日前以降～前日までのキャンセル

⇒ お振込み額より、キャンセル料として受講料の80% + 振込手数料を差し引いてご返金いたします。

### 4. 講座開催日当日のキャンセル

⇒ 受講額の100%のキャンセル料が発生いたします。

## 第7条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。受講料納入が分割の場合は、解約時に受講料の残り代金全額をお支払いいただきます。

## 第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切いたしません。

## 第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、ACTまたはインストラクターが認める場合は、半年以内に開催される同講座への「振替受講」を承ります。（但し、空席がある場合のみとさせていただきます。）講座開催日の前日までにお申し出いただいた場合、一度目の「振替受講」は無料です。（二度目以降は、受講料に加えて、受講料の10%の振替手数料を申し受けます）

## 第10条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が最小開催人数（各講座で設定）に満たない場合、ACTまたはインストラクターは講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金する、または、同一講座に振り替えて出席するものができるものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、ACTまたはインストラクターはその賠償の義務を負わないものとします。）

## 第11条（講座修了等の要件）

講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。なお、講座が資格の認定を受けうる講座であっても、受講修了をした上でACTが別に定める要件を満たした場合に限り資格の認定を受けられるものとし、資格の認定は、保証されているものではありません。

## 第12条（資格の認定）

講座が資格認定に関する講座である場合、講座受講の修了後、試験合格、登録手続き、認定料・会費の支払い等の協会が別途定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。

## 第13条（著作物）

講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権は協会に帰属し、受講者がACTの事前の承諾を得ずに、これらを侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
- （4）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

## 第14条（肖像権）

受講者は講座を受講するにあたり、ACT固有の講座、イベント、その他活動内容について記録媒体にて撮影することがあります。また、撮影された記録媒体については、ACTの活動にかかわる範囲での利用をするものとします。ただし、受講者からの削除依頼があった場合は双方協議のうえ、対応を検討するものとします。

## 第15条（秘密保持）

受講者は、講座を受講するにあたり、ACTによって開示されたACT固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

## 第16条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- （1）ACT 及びインストラクターの指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
- （2）講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、ACT 及びインストラクターに一切の責任を求めないこと
- （3）他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと
- （4）本講座の内容につき、録音又は録画をしないこと

## 第17条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに ACT の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- （1）本規約又は法令に違反した場合
- （2）ACT の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- （3）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- （4）ACT の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- （5）ACT 又は ACT の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- （6）本講座の受講申込みその他 ACT に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- （7）ACT の事業活動を妨害する等により ACT の事業活動に悪影響を及ぼした場合

## 第18条（地位の譲渡）

講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。

## 第19条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、ACT 及びインストラクター等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第20条（免責事項）

講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、ACT 及びインストラクターは一切の責任を負わないものとします。

## 第21条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

## 第22条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上

【施行日】2019年4月1日より施行。有効期限は次回改定日まで。

ACT クロッシング協会  
代表 向坂宏美

